

## 『「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）」に関する』

### シンポジウム アピール文（案）

私どもNPO法人医療的ケアネットでは、痰の吸引や経管栄養（胃ろう等）を必要とする重い障がいの人々が『当たり前で暮らせる社会』を実現するために、具体的な政策提言、支援者養成、障害当事者やそのご家族などの支援、さらに様々な調査・研究・相談などの活動に取り組んでいる団体です。

報道によりますと今通常国会に、自民党「尊厳死に関する検討プロジェクトチーム」や「尊厳死法制化を考える議員連盟」により議員提案（提出）されようとしている『終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）』（以下「法案」と略）について、当NPO法人医療的ケアネット（以下、「私たち法人」と略）としての意見などを表明し、「法案」提出の撤回を強く要望いたします。

「法案」における「終末期」の定義については「二人の医師の判断」で行うとなっておりますが、何をもって「終末期」とするのか定義が曖昧で、それぞれの医師の「主観」に左右されることとなります。また自らを「終末期」と自覚していない患者や重度障害者の意思が尊重されないケースも想定されます。曖昧で根拠のない判断で定義づけし「法律」の中で認めることに大変疑問に思っています。さらにこの「法案」によって「人工呼吸器を使って生きる」「胃ろうや経管栄養で生きる」という障害の重い人々にとっては「当たり前でかけがえのない生」を、「尊厳のない生」としてしまふ恐れに大きな危機感を持っています。

私たち法人は、どのような障害や容態であろうと、いかなる年齢であろうと、当然に存在する「尊厳ある生」を保障するために活動しており（どの命も等しく尊い）、ある特定の状態を「尊厳のない生」とされることには断固反対いたします。

私たち法人で「医療的ケア」と称しているこれらの「生きる術」によって、安心・安全・快適に暮らせる社会をつくっていくこと、多様な生を認めるその人らしい尊厳ある暮らし、より豊かな社会生活（医療、介護、福祉、教育など）を保障し充実させていくことがも求められているはずで、日本国憲法をはじめ国連障害者権利条約（2013年12月批准、2014年1月寄託）、障害者差別解消法（2013年6月制定）、障害者総合福祉法骨格提言（2011年9月）、障害者自立支援法違憲訴訟基本合意（2010年1月）、千葉県をはじめ各地方自治体で制定されている障害者差別禁止条例（通称）などを今こそ生かし、障害当事者や患者が尊厳をもって生きる権利を保障していくことが優先されるべき議論ではないでしょうか。

この「法案」が国の財政事情が厳しいから「無駄な治療や延命措置は早くやめましょう」ということで社会保障費との関連で論議されているとすれば、さらなる疑問を感じざるをえません。どんなに障害が重くても、一人ひとりの命が大切にされてこそ、国民一人ひとりの命が大切にされるのではないのでしょうか。今求められているのは、過去の歴史や欧米諸国における法制化動向なども踏まえ、『尊厳死』の意味について改めて広く国民的論議を深めていくべきではないでしょうか。

私たち法人では、「法案」提出はただちにやめるべきあり、法制化は必要ないと考えています。

尊厳死法案提案（提出）撤回、法制化反対で個人や諸団体などとも共同・連帯し、このアピール文を自民党「尊厳死に関する検討プロジェクトチーム」や「尊厳死法制化を考える議員連盟」へも伝え届けます。

2014年 5月24日 神戸あすてっぷKOBE

シンポジウム<<医療的ケア「3号研修」をひろげ、充実した支援の輪を>>参加者一同